

指定 短期入所生活介護事業所

社会福祉法人 翔洋会 藤田荘短期入所生活介護事業所

(特別養護老人ホーム藤田荘併設)

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

岡山県指定 第 3370108916

当施設はご契約者に対して短期入所生活介護を提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容・契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

目次

1. 施設経営法人
2. ご利用施設
3. 居室の概要
4. 職員の配置状況
5. 当施設が提供するサービスと利用料金
6. 事故発生時の対応について
7. 守秘義務に関する対策
8. 施設利用に当たっての留意事項
9. 苦情の受付について
10. 虐待防止措置について
11. 成年後見制度の活用について
12. 非常災害対策
13. 損害賠償について

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 翔洋会
- (2) 法人所在地 岡山県岡山市南区彦崎2300番地
- (3) 電話番号 086-362-5050
- (4) 代表者氏名 理事長 松山正春
- (5) 設立年月日 平成4年9月7日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定短期入所生活介護事業所
- (2) 施設の目的

ご契約者の意志及び人格を尊重し、また個性や誇りを大切にし、地域との絆を保ちながら、一人ひとりが安心して日常生活を営むことができるよう支援していきます。

- (3) 施設の名称 藤田荘短期入所生活介護事業所(特別養護老人ホーム 藤田荘併設)
- (4) 施設の所在地 岡山県岡山市南区藤田2662-2
- (5) 電話番号 086-201-5005
- (6) 管理者名 植木賢治
- (7) 当施設の運営方針

ご契約者への「短期入所生活介護計画」に基づき、その居宅における生活環境を踏まえ、生活単位と介護単位を一致させたユニットケアを行い、ユニットにおいてご契約者が相互に社会的関係を築き、その有する能力に応じた自立的な日常生活を営むことを支援し、地域や家庭との結びつきを重視していきます。

- (8) 開設年月日 平成19年10月1日
- (9) 利用定員 5名(介護予防短期入所生活介護を含む)

3. 居室の概要

- (1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。ご契約される居室は個室です。

ご契約者の居室には、ベッド、床頭台、タンス、ナースコールを備品として備えます。

居室・設備の種類	室数	備考
個室	29室	特養床
個室	5室	ショートステイ専用床
浴室	5室	一般浴室、機械浴室、特殊浴室
医務室	1室	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に設置が義務付けられている設備です。

(留意事項)

☆居室の変更:ご契約者又はその家族から居室の変更の希望申し出があった場合には、当施設において、

その可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況等により、居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者又はその家族と協議の上、決定するものとします。

☆特養床に、入居者の入院等で空室がある場合は、この居室をショート床として活用することがあります。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して短期入所生活介護サービスを提供する職員として以下の職種の職員を配置します。

(主な職員の配置)

※職員の配置については指定基準を遵守しています。

職 種	基準人員数	実人数(R6.7.1 現在)
1. 施設長(管理者)	1名	1名
2. 医師	1名	1名
3. 生活相談員	1名	1名
4. 介護職員	12名以上	23名
5. 看護職員	1名以上	2名
6. 管理栄養士	1名	1名
7. 機能訓練指導員	1名	1名
8. 介護支援専門員	1名	1名

※職員の員数については、特別養護老人ホーム藤田荘の職員との合計数です。

※上記介護職員の実人数の内、5名が短期入所生活介護事業所専従の介護職員です。

上記職種の主な職務の内容は、概ね下記の通りです。

- (1) 施設長は、施設の業務を統括する。
- (2) 医師は、利用者の健康管理及び療養上の指導・診療を行う。
- (3) 生活相談員は、利用者の生活相談、面接のほか、社会生活上の便宜を図る。
- (4) 介護職員は、利用者の日常生活の介護、援助に従事する。
- (5) 看護職員は、利用者の日常生活の看護並びに保健衛生上の管理及び診療の補助を行う。
- (6) 理栄養士は、献立作成、栄養量計算及び食事記録等の食事業務全般並びに栄養管理を行う。
- (7) 機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むために必要な機能を減退防止するための訓練を行う。
- (8) 介護支援専門員は、「短期入所生活介護計画書」を作成、実施状況を把握、必要があれば計画を変更して利用者の満足度を確保する。

常勤の介護職員の勤務時間は以下の通りです。

勤務形態別	始業時刻	終業時刻	備 考
早出勤務	7:00	16:00	短期入所生活介護事業所に 常時1名配置
早出1勤務	7:00	11:00	
遅出勤務	11:00	20:00	
遅出1勤務	16:00	20:00	

※20時～7時(夜間)は、特養介護職員が定時巡視等の対応を行います。

常勤の看護職員の勤務時間は以下の通りです。

勤務形態別	始業時刻	終業時刻	備考
早出勤務	8:30	17:00	日曜日及び夜間帯は不在となりますが、オンコールで、常に連絡の取れる体制を取っております。
日勤勤務	9:30	18:00	
遅出勤務	10:30	19:00	

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

(サービスの概要)

① 短期入所生活介護計画の立案

- ・利用期間が4日以上の場合、利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、短期入所生活介護計画を作成します。その内容をご契約者及びその家族に説明し同意を得ます。

② 家事

- ・食事の簡単な下準備や配膳、後片付け、掃除やゴミ出し等の援助を行います。

③ 食事

- ・当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。メニューが合わない場合(肉禁・魚禁等)はご希望のメニューに代替いたします。また時々選択メニューも実施します。
- ・ご契約者の自立支援のため、離床して共同生活室にて食事をとっていただくことを原則としていますが、ご契約者の方の都合により居室等の食事場所を選択することができます。

(食事時間)

朝食:8時～9時

昼食:12時～13時

夕食:18時～19時

- ・上記の時間は目安であり、ご契約者の方の体調や生活習慣により、必要な場合は上記時間を過ぎても対応いたします。
- ・毎食後は、口腔ケアを行います。

④ 入浴

- ・入浴又は清拭を週2回以上行います。
- ・ご契約者の身体の状態に合わせた3種類の浴槽をご用意しています。
- ・重度の方であっても機械浴槽、特殊浴槽を使用して入浴することができます。

⑤ 排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑥ 個別機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身の状態等に応じて、家庭環境を踏まえ、日常生活を送る上で必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を行います。
- ・ご契約者一人一人に対して、目標や実施方法等の内容のある個別機能訓練の効果、実施方法等につい

て評価を行います。

⑦ 生活相談

・生活相談員をはじめ従業員が、利用者の日常生活及び社会生活等に関することの相談を行います。

⑧ リネンの交換

・シーツ交換は週 1 回実施します。

⑨健康管理

・医師や看護職員が健康管理を行います。

・緊急時の医療に関する責任者 嘱託医 松山正春 看護職員 請川佳代子

⑩その他自立への支援

・重度化防止のため、できる限り離床に配慮します。

・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう援助します。

・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

・起床時及び就寝時には、それぞれ衣類の更衣を行います。

⑩ 栄養管理

・ご契約者の栄養状態を把握し、ご契約者ごとの栄養状態に応じた栄養管理を行うよう努めます。

・ご契約者ごとの摂食、嚥下機能、その他の身体の状態や食事形態、嗜好等にも配慮した適切な栄養量の管理を行います。

⑪ 送迎

・ご契約者のご家族のやむを得ない理由により、ご家族等による送迎が困難な場合に限り、施設送迎を行います。

⑫ 感染症対策の徹底

・当施設における感染症及び食中毒の予防及び、まん延防止のための対策を検討する委員会を年 3 回程度、定期的で開催するとともに、その結果を介護職員をはじめとする他の従業員に周知徹底を図ります。

・当施設における感染症又は食中毒の予防及び、まん延防止のための指針を整備します。

⑬ 身体拘束廃止に向けた取り組み

・当施設では、身体拘束は原則として行いません。

・事故や生命の危険につながる等のやむを得ない事情があり、身体拘束を行う場合には、その理由や経緯等の記録を残し、家族に対しても同意を得る等の必要な措置を取ります。

・身体拘束を行った場合についても、見直しや今後の対策等についてを定期的に検討し、身体拘束廃止に向けた取り組みを定期的に行うように努めます。

⑭ 褥瘡の発生防止に向けた取り組み

・当施設において専任の者(看護職員)を施設内褥瘡予防担当とし、また介護職員等に対して褥瘡対策に関する施設内研修を実施することに努めます。

- ⑮ 以上の提供した介護等サービス内容に関する記録は、個人情報保護を十分に考慮した上、契約者及びその家族の申し出により開示いたします。
また、複写物が必要な場合は交付いたします。(コピー代実費必要)

(利用料金)

<サービス利用料金 1日当たり>

要介護度区分	短期入所生活介護サービス費 (円)		
	1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
要介護1	716円	1,432円	2,148円
要介護2	786円	1,571円	2,356円
要介護3	862円	1,723円	2,584円
要介護4	934円	1,868円	2,801円
要介護5	1,004円	2,008円	3,012円

<加算費用 1日当たり> (円)

	1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
夜勤職員配置 加算(Ⅱ)イ	19円	37円	55円
個別機能訓練 指導員配置加算	13円	25円	37円
介護職員処遇 改善加算(Ⅰ)	利用したサービス(月)の 単位数合計×14.0%× 10.17円の1割	利用したサービス(月)の 単位数合計×14.0%× 10.17円の2割	利用したサービス(月)の 単位数合計×14.0%× 10.17円の3割

<その他該当する方よりいただく加算費用> (円)

家族の都合により 施設で送迎を行った場合(片道)	1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
	188円	375円	562円

以下のサービスは、利用料金の金額がご契約者の負担になります。

① 理髪、美容

利用料金：要した費用の実費(カット 1,300円、顔そり 580円)

② レクリエーション、クラブ活動、写真代

・ご契約者の希望により、レクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料費等、要した費用の実費、希望者には写真代(A4サイズカラー1枚 100円)

③ 滞在費の額

・当施設は、居室に係る利用料金をいただきます。

利用料金：1日当たり 2,006円

※ただし、ご契約者の世帯に応じて、介護保険負担限度額認定証の交付がある場合は、下記の滞在費減額の措置を受けることができます。

(利用者負担第3段階②の方)	1日当たり 1,370円
(利用者負担第3段階①の方)	1日当たり 1,370円
(利用者負担第2段階の方)	1日当たり 880円
(利用者負担第1段階の方)	1日当たり 880円

④食費及びおやつ金額

・当施設は、1食ごとの食事に係る利用料金をいただきます。

食事代金：朝食代 310円、昼食代 630円、夕食代 545円

おやつ代：95円

※ただし、介護保険負担限度額認定証の交付がある場合は、食費(3食のみ、おやつは別途)の減額の措置を受けることができます。

(利用者負担第3段階②の方)	1日当たり 1,300円
(利用者負担第3段階②の方)	1日当たり 1,000円
(利用者負担第2段階の方)	1日当たり 600円
(利用者負担第1段階の方)	1日当たり 300円

※上記の記載額と、施設で定める1食当たりの食事代金の合計を比較した場合に差がある場合は、より低い方の額をいただきます。

※上記の減額の措置を受けた方でおやつの提供を受けた場合は上記表の記載額におやつ代(95円)が別に係ります。

☆ご契約者の方の、急な利用の中止があった場合は、食事代のキャンセル料をいただきます。目安として朝食の場合は当日の午前6時まで、昼食の場合は当日の9時30分まで、夕食の場合は14時を超えて利用の中止があった場合は、キャンセル料として、直後に提供される予定の食事代1食分をいただきます。

☆通常の送迎サービスの実施地域(岡山市福田、妹尾、興除、藤田、灘崎、芳泉、芳田の各中学校区、および倉敷市(東陽中学校区)、早島町の区域を越えて送迎した場合は、別途片道につき250円必要です。

☆ショート利用中は原則として、事業所の嘱託医がご契約者の方の健康管理を行います。利用期間中に体調不良等の理由で医師の診察が必要になったが、嘱託医不在、または嘱託医の専門外の診療科への受診が必要な場合は、ご契約者及びご家族と相談の上、事業所が病院への送迎を行うことができます。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合には、変更された額に合わせてご契約者の負担額を変更します。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合には、相当な額に変更することがあります。

す。この場合には、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1ヶ月前までにご説明します。

(利用料金のお支払い方法)

費用は1ヶ月ごとに計算し、ご請求します。事業所の指定する金融機関(トマト銀行)からの引き落とし(翌月18日)となります。当銀行に口座がない場合は、新たに開設していただくことになります。また、利用開始にあたっては、預金口座振替依頼書の作成をお願いします。口座振替の際の手数料(55円程度)は、ご契約者の負担となります。

(ご利用中の医療の提供)

利用中の医療については、事業所の医務室で嘱託医師(非常勤)により診療を受けることができます。さらに高度な医療を必要とする場合には、ご契約者(利用者)の希望により、下記の医療機関において診療を受けることができます。

① 協力連携医療機関

医療機関の名称	社会福祉法人 岡山博愛会 岡山博愛会病院	総合病院
所在地	岡山市中区江崎 456-2	☎ 086-274-8101

② 協力医療機関

医療機関の名称	独立行政法人 労働者健康福祉機構 岡山ろうさい病院	総合病院
所在地	岡山市南区築港緑町1丁目10番25号	☎ 086-262-0131

医療機関の名称	医療法人 天翔会 セントラル・シティ病院	総合病院
所在地	岡山市南区築港栄町19番30号	☎ 086-264-3111

③ 施設配置医師

施設の嘱託医	医療法人 パウロ記念会 医師 松山 正春	胃腸科・外科
所在地	岡山市南区松浜町16-11	☎ 086-264-3113

④ 協力歯科医療機関

医療機関の名称	おおつき歯科クリニック	歯科
所在地	倉敷市藤戸町藤戸1394-1	☎ 086-697-6028

医療機関の名称	プライムケア岡山	歯科
所在地	岡山市南区植松523-4	☎ 080-0777-6480

(緊急時の対応)

- ・ご契約者は、緊急に職員の対応を必要とする状態になった時は、昼夜を問わず 24 時間いつでもナースコール等で職員の対応を求めることができます。
- ・職員は、ナースコール等でご契約者から緊急の対応要請があった時は、速やかに適切な対応を行うものとします。
- ・ご契約者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに医師及び看護職員への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。
- ・ご契約者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、あらかじめ施設に届け出ている緊急連絡先に速やかに連絡を行います。

6. 事故発生時の対応

- ① ご契約者に対する指定短期入所介護サービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、ご契約者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- ② ご契約者に対する指定短期入所介護サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- ③ 事故発生防止のための指針の整備をし、また発生した事故の分析を通してその改善策を従業者に周知徹底させ、事故の再発を防止します。

7. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得たご契約者又はその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

8. 施設利用に当たっての留意事項

施設を利用するにあたって、次の事項をお守りください。

① 日課・ルールの尊重

施設での共通の生活の日課・ルールを守り、他のご契約者の方々と親睦し、良い関係を築くようにして下さい。

② 外出

外出を予定する時は、前日までに外出先と施設へ帰る予定時間を施設にお知らせ下さい。

③ 面会

ご家族やご友人と面会される時は、事務所受付にある面会簿にその方の名前を記入してもらって下さい。特別の場合を除き面会時間は、午前 9 時 30 分～11 時 30 分、午後 1 時～4 時 30 分です。

④ 衛生

施設のお部屋及び設備・備品等を清潔に整理整頓して使用して下さい。

⑥ 他のご契約者の方々の安心・安全を確保するためにはいけないこと。

- ・喧嘩や口論、泥酔等をして、他のご契約者に迷惑や損害を与えること。
- ・特定の宗教活動、政治活動等をして、他のご契約者の自由を侵害するおそれのある場合。
- ・施設内で火気を使うこと。喫煙は原則施設建物内ではできません。
- ・故意に施設の建物や設備・備品を壊すこと。

- ・施設の許可なく、危険な物品を持ち込むこと。
- ・他のご契約者、職員の個人情報をご意に漏洩すること。

9. 苦情の受付について

当施設には、施設のご利用に関する苦情に適切に対応し、その迅速・公平な解決を図るため、苦情受付窓口を設けています。

- ① 苦情は、面接、電話、書面などにより随時受け付けています。
- ② 受け付けた苦情は、すべて苦情解決責任者に報告し、苦情申し出人との間でその可決に向けた話し合いを行い、またその経過や結果について必要な記録をとり、これを保管しています。
(苦情申し出人が、第三者委員への報告を拒否される場合には、原則として第三者委員への報告は行いません。ただし、重大な苦情である場合や苦情申し出人からの第三者委員への報告の希望がある場合には、報告を行います。)
- ③ 当施設で解決できない苦情については、下記の行政機関その他苦情受付機関に申し立てることができます。

《当施設における苦情の受付》

当施設における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

- ☆苦情解決責任者 管理者 植木 賢治
- ☆苦情受付担当者 生活相談員 山口 順子
- ・連絡先：岡山市南区藤田 2662-2 電話番号：086-201-5005
- ☆受付時間 毎週月曜日～土曜日 9時～17時

《第三者委員》

- ☆藤田地区民生委員 妹尾 健二 連絡先電話番号 086-296-4521
- ☆受付時間 毎週月曜日～金曜日 9時～17時
- ※また、意見箱を藤田荘事務所前に設置しています。

行政機関その他苦情受付機関

岡山市役所事業者指導課	所在地	岡山市北区大供3丁目1-18 KSB 会館4階
	連絡先	086-212-1014
岡山県国民健康保険団体連合会	所在地	岡山市北区桑田町17-5
	連絡先	086-223-8811
岡山県運営適正化委員会	所在地	岡山市北区南方2丁目13-1
	連絡先	086-226-3507
倉敷市役所介護保険課	所在地	倉敷市西中新田640
	連絡先	086-426-3343
玉野市役所長寿介護課	所在地	玉野市宇野1-27-1
	連絡先	0863-32-5534

早島町役場介護保険課	所在地	都窪郡早島町前潟360-1
	連絡先	086-482-2483

10. 虐待防止措置について

当施設はご契約者の人権の擁護及び虐待等の防止のため、虐待防止責任者(管理者 植木 賢治)を任命し、従業員に対する虐待防止の啓発・普及するための研修の実施や措置を講じます。

11. 成年後見制度の活用について

当施設は、ご契約者と適正な契約手続きを行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるよう支援を行います。

12. 非常災害対策

当施設は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

13. 損害賠償について

当施設において、施設の責任よりご契約者に生じた損害については、施設は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

※指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

(事業者) 住 所 岡山県岡山市南区藤田 2662-2

事 業 所 藤田荘短期入所生活介護事業所

管 理 者 植 木 賢 治 印

サービスについての説明者:生活相談員 山口 順子 印

※私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

契 約 者 住 所

氏 名 印

代 理 人 住 所

氏 名 印
